

平成30年度障がい児等療育相談支援事業仕様書

1 事業の目的

地域で暮らす障がい児（者）又は発達の気になる児童等並びに家族等（以下、「障がい児等」という）の相談支援を行うことにより、障がい児等の地域生活を支援するとともに、地域支援ネットワークを整備して地域資源の改善・開発等に向けた取組を行い、地域での療育機能の充実を図る。

2 委託業務

圏域単位で相談支援施設を開設して相談支援員を配置し、以下の業務を行う。

(1) 相談支援施設開設日

圏域（注1）	開設日	開設時間
桑名員弁圏域、四日市圏域、鈴鹿亀山圏域、津圏域、松阪多気圏域、伊勢志摩圏域、伊賀圏域、紀北圏域、紀南圏域	原則、土曜日・日曜日・祝日・年末年始の休日を除いた期間。	原則として8:30~17:00

（注1）上記圏域はみえ障がい者共生社会づくりプランに基づく障害保健福祉圏域を示す。

(2) 相談支援員の業務

①療育相談

訪問、外来、電話、インターネット等の情報通信機器を用いて、障がい児等に対して各種の相談を行う。

②療育指導

障がい児等に対し、家庭等訪問及び外来による療育指導を行う。

③障害福祉サービス等の利用に関する助言

障がい児等の自立と社会参加の促進につながる地域内の障害福祉サービス事業所等の社会資源活用について、障害児等に対し、助言を行う。

④教育機関等との連携による支援ネットワークの構築

地域における教育機関、母子保健関係機関、療育関係機関、医療機関等と連携して支援ネットワークを作ることにより、地域の障がい児等が抱えているニーズを把握し、地域生活の支援及びライフステージに応じたとぎれない支援を行う。

さらに、県や市・町・圏域で実施する協議会及びその専門部会（プロジェクト）、運営会議、連携会議等第5期障害福祉計画に掲げられた地域課題の改善に向けて積極的な働きかけを行う。

3 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。

4 業務の明細

(1) 計画

実施計画書（様式第1号）を委託契約締結後15日以内に提出する。

(2) 実施方法

三重県障がい者相談支援体制強化事業実施要綱（以下「事業実施要綱」という。）、三重県障がい児等療育相談支援事業実施要綱に基づき、次の点に留意して実施する。

- ・ 業務の実施にあたっては、事業実施要綱第5条に規定する相談支援員を1名以上常勤専従で配置すること。なお、活動内容により相談開設場所を不在とする場合は、相談支援員をサポートする職員を配置するなど支障がないようにすること。相談支援員に係る有資格者の確保が難しい場合は、個別で判断する。
- ・ 相談支援員は、原則として国、都道府県等が実施する相談支援従事者研修又はこれと同程度の研修を修了しているか、委託期間中において受講予定であること。
- ・ 相談支援員は、各種研修会への参加や他の相談支援員、他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談支援技術の向上を図るため自己研鑽に努めること。
- ・ 専門職員による療育指導、専門集団療育を実施する場合は、専門職員を別途配置すること。

(3) 相談支援記録票

相談支援に関わる次の関係資料を作成し、5年間適切に保管する。

①相談支援員勤務表

月及び週毎の相談支援員勤務表（任意様式）を作成し、相談依頼者に対して、相談支援員の勤務日について、情報提供できるようにすること。

②勤務日誌

勤務した日について日誌を作成し、勤務内容（実績）を明らかにしておかなければならない。

③支援台帳

支援内容等について、個人毎に支援台帳を作成し整理しておかなければならない。

(4) 実績報告

実績報告書（様式第2号）を提出する。

5 特記事項

(1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③ 委託者に報告すること。
- ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)の②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(様式第1号)

平成30年度三重県障がい者相談支援体制強化事業（障がい児等療育相談支援事業）実施計画書

第 号
平成30年4月 日

三重県知事 あて

(受託者)

住 所

名 称

氏 名

印

平成30年度に係る三重県障がい者相談支援体制強化事業（障がい児等療育相談支援事業）の実施計画書を提出します。

実施期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

1 相談支援員の配置

相談支援員

氏 名	年 齢	経 験 年 数	資 格	勤務形態 ※原則常勤専従

研修

相談支援従事者研修 の受講の有無	有 ・ 無
今年度受講予定研修	

2 相談支援員の不在時の対応

--

サポート職員の配置（不在、休暇時の代替等あれば）

氏 名	経 験 年 数	資 格	勤務形態 (いずれかに○)	兼務する他の職種 (例 A市 障害者相談支援事業・相談支援員)
			・ 常勤/非常勤 ・ 専従/兼務	

3 見込み登録者数

(人)

	身 体	知 的	精 神	その他	計
学齡前					
学齡～18歳未満					
18歳以上					
計					

4 事業の内容

(1) 相談支援等

活動内容	実 施 方 法
対象児・家族の把握	
対象児・家族への相談支援及び療育指導（状況把握・助言指導等）	
障がい福祉サービス等の利用調整等	
その他	

(2) 地域における支援ネットワークの構築

活動内容	実施期間	実施方法
地域で実施する協議会		※各地域の関係者とともに、年4回以上、第4回障害福祉計画に掲げられた児童期における地域課題に対する進捗状況を確認し、対応について協議すること。
ケース検討会議		
教育機関		
療育機関		
母子保健関係機関		
医療機関		
障がい福祉サービス提供事業者		
その他		

(3) 地域資源の改善・開発に向けた取組

--

(様式第2号)

平成30年度三重県障がい者相談支援体制強化事業（障がい児等療育相談支援事業）実績報告書

第 号
平成31年3月31日

三重県知事 あて

(受託者)

住 所

名 称

氏 名

印

平成30年度に係る三重県障がい者相談支援体制強化事業（障がい児等療育相談支援事業）が終了したので、関係書類を添えて報告します。

実施期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

1 相談支援施設の開設状況

開設日数

(日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

2 相談支援員の勤務状況

相談支援員

氏 名	年 齢	経 験 年 数	勤 務 形 態	資 格

勤務日数

(日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

今年度受講研修

--

3 相談支援員の不在時の対応

--

サポート職員の配置（不在、休暇時の代替等あれば）

氏名	経験年数	資格	勤務形態 (いずれかに○)	兼務する他の職種 (例 A市 障害者相談支援事業・相談支援員)
			・常勤/非常勤 ・専従/兼務	

勤務延べ日数

(日)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

4 登録児（者）の状況

① 身体

(人)

	4月1日 現在登録者数 (A)	新規登録者数 (B)	登録抹消者数 (C)	3月31日 現在登録者数 (A)+(B)-(C)
学齢前				
学齢～18歳未満				
18歳以上				
計				

② 知的

(人)

	4月1日 現在登録者数 (A)	新規登録者数 (B)	登録抹消者数 (C)	3月31日 現在登録者数 (A)+(B)-(C)
学齢前				
学齢～18歳未満				
18歳以上				
計				

③ 精神

(人)

	4月1日 現在登録者数 (A)	新規登録者数 (B)	登録抹消者数 (C)	3月31日 現在登録者数 (A)+(B)-(C)
学齢前				
学齢～18歳未満				
18歳以上				
計				

④ その他 (人)

	4月1日 現在登録者数 (A)	新規登録者数 (B)	登録抹消者数 (C)	3月31日 現在登録者数 (A)+(B)-(C)
学齢前				
学齢～18歳未満				
18歳以上				
計				

5 事業の内容

(1) 支援計画の作成状況 (人)

身体	知的	精神	その他	合計

(2) 相談支援の内容

活動内容	延件数	実人数	備考
電話			
来所			
訪問			
ケア会議			
障がい福祉サービス等の 助言・利用調整等			
その他※			
計			

※「その他」の具体的な活動内容

--

(3) 関係機関からの相談及び支援

活 動 内 容	延件数	実人数	備 考
福祉支援施設（就労系事業所除く）からの相談・療育指導等			
保育所・幼稚園・学校からの相談・療育指導等			
医療機関からの相談・療育指導等			
企業・事業所（就労系事業所含む）からの相談・療育指導等			
その他※			
計			

※「その他」の具体的な活動内容

--

(4) 地域における支援ネットワークの構築

活動内容	実施時期	実 施 方 法
地域で実施する協議会		
ケース検討会議		
教育機関		
療育機関		
母子保健関係機関		

医療機関		
障がい福祉サービス 提供事業者		
その他		

(5) 地域資源の改善・開発に向けた取組結果

--